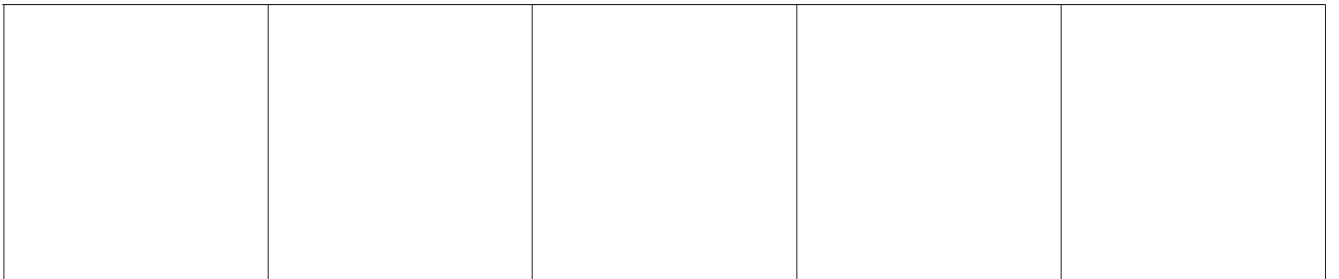


第4章

環境と共生する快適なまちを形成する ～環境とまちづくり分野～

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|--------------------------------|
| 1 | みどり豊かなまちをつくる … 164 | 5 | 災害に強く生活しやすい
まちをつくる …… 184 |
| 2 | 環境への負荷を低減し、
持続可能な社会をつくる …… 167 | 6 | 良好な交通環境をつくる …… 191 |
| 3 | 良好な地域環境をつくる …… 175 | 7 | 安心して生活できる住まいづくり
を進める …… 200 |
| 4 | 地域特性に合ったまちづくり
を進める …… 180 | | |



大泉学園駅北口地区市街地再開発事業「完成予想図」
(注：完成予想図は、図面をもとに作成しているため、今後変更となる場合があります。)

1 みどり豊かなまちをつくる

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.5mにおける幹の直径が50cm以上の樹木を「保護樹木」、面積が300m²以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成25年4月1日現在、樹木を1,276本、樹林を74か所(203,024m²)指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」(1,000m²以上)は43か所107,392m²、「街かどの森」(300m²以上1,000m²未満)は5か所2,983m²開放している。

●みどりの保全と創出

区は、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが社会の中心となって活躍するおおよね30年後に緑被率を30%とすることを目指している。

19年12月には、これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。この条例では、区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりをとりまく状況の変化等にあわせ、新たな制度等を設けている。

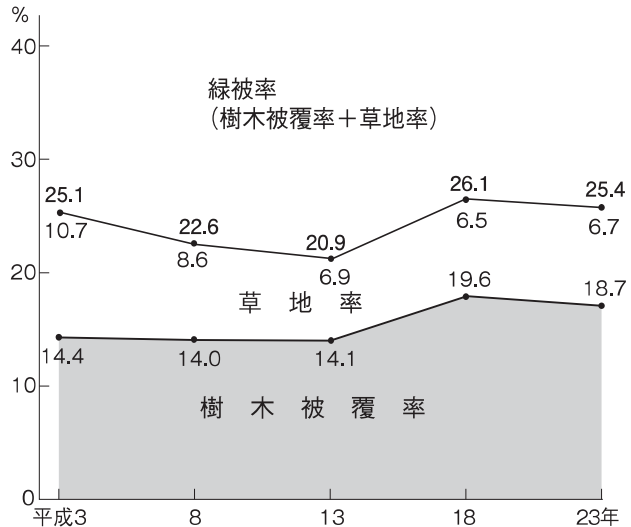
21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画を更に発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

- ・区民みんなのみどりを愛しはぐくみます
- ・いのちをはぐくみます
- ・郷土のみどりを継承します
- ・新しいみどりをひろげます
- ・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

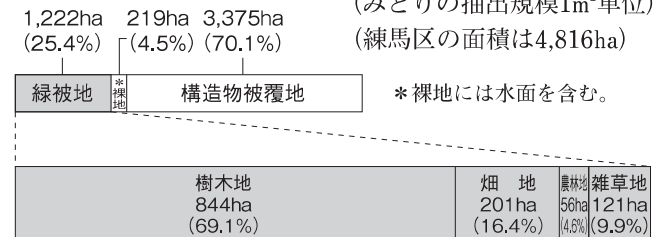
25年3月には「みどり30推進計画(第二期事業計画)」を策定し、緑被率を増やす取組に加え、緑被率の向上には貢献しにくい、ヒートアイランド現象の緩和等に効果が大きい、生け垣化や壁面緑化等の取組についても更に進めていくこととした。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳



●進む公園の整備

だれもが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成25年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め647園に達し、その面積は2,004,263.8m²(区総面積の4.2%)である。区民一人当たりの公園面積は2.82m²で、昭和45年に比べると3.9倍になっている。都市公園(児童遊園を除く。)に限った場合では、その面積は1,913,910m²で区民一人当たりの面積は、2.7m²である。

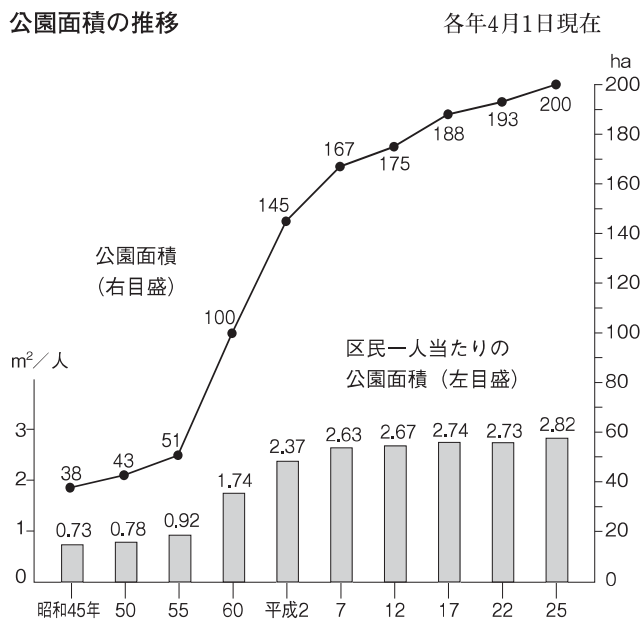
練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5m²と定めているが、まだ及んでいないのが現状である。

区では、「みどりの基本計画」における区民一人当たりの公園面積(児童遊園を含む。)6m²を目指し、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況 平成25年4月1日現在

種類	数	面積
	か所	m ²
都立公園	4	1,059,970.76
区立公園	198	715,081.24
区立児童遊園	218	90,353.80
区立緑地緑道	224	129,319.00
区立市民農園	3	9,539.00
計	647	2,004,263.80
区民一人当たり		2.82
(うち都市公園)		(2.70)

公園面積の推移



●公園管理事務所

区立公園等の増加に対応し、区民が気持ちよく公園を利用できるよう、清掃、遊具類の保守点検などの維持管理の充実を図るために、平成元年7月に、東部・西部公園管理事務所を開設した。

区内には他に、都立公園の管理事務所が4か所ある。

●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度には、石神井川や白子川の河川整備工事の完了をはじめ、徐々に変化を遂げている水辺環境を反映させた改定計画を策定した。

●出生記念苗木配布

区に届出のあった出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成24年度は1,681本の苗木を配布した。

●生け垣化の推進

区では、みどり豊かな環境をつくと同時に、震災時の安全確保のために「生け垣化助成制度」を実施している。住宅の道路に面した部分を対象として、新たに生け垣を設置またはブロック塀などを取り壊して生け垣を設置した経費の一部助成を行い、生け垣化を促進している。平成24年度は27件に助成した。(生け垣の長さ約381.7m)

●屋上緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために「屋上緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して経費の一部助成を行い、屋上緑化を促進している。平成24年度は5件に助成した。(屋上緑化面積113.55m²)

●壁面緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために「壁面緑化助成制度」を実施している。

民間建築物の壁面を緑化する事業に対して経費の一部助成を行い、壁面緑化を促進している。平成24年度は申請がなく、助成制度を利用した壁面緑化面積の増加は見られなかった。

●沿道緑化の推進

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために「沿道緑化助成制度」を実施している。

住宅の道路に面した部分を対象として緑化をした経費の一部助成を行い、沿道緑化を推進している。また、緑化のために舗装を撤去する場合も助成する。平成24年度は、10件に助成した(沿道緑化面積109.9m²)。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければならない。平成24年度は、問い合わせが3,103件、事前協議申請が631件あった。

●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成24年度は62件の届出があった。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成24年度には、新たに屋上の緑化を2施設、壁面緑化を1施設で実施した。

(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

●練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぱい基金」(条例名称：練馬区みどりを育む基金)を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地な

ど貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。25年3月31日現在の基金額は688,741,000円である。

また、基金のPRキャラクターである「びいちゃん」を活用し、みどりを育む心を醸成するため、「びいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。24年度会員は、297名である。

●練馬みどりの機構

平成18年3月に「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成および活用ならびにみどりの創造に寄与することを目的としている。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成25年3月31日現在、17地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加によるみどりの保全と創出を図るため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●花とみどりの相談所

花とみどりの相談所では、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する講習会や展示会等の開催や、植物の栽培・管理について園芸相談を受け付けているほか、みどりに関わる活動を行っている区民サークルを支援するための施設の貸出し等、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

また、相談所の周囲には、来所する区民がみどりに親しむことができるよう花壇やバラ園等を管理しており、年間を通して四季折々の花を楽しむ。

平成24年度の相談件数は3,981人であった。また、講習会等の開催は延べ74回、参加者は1,206人であった。

みどりの協定締結地区 平成25年3月31日現在

名	称
旭町二丁目町会	
上石神井町会	
石神井町一丁目東町会	
城南住宅組合	
中里泉地区	
早宮三、四丁目町会	
石神井台中央町会	
西大泉連合町会	
ルミエール豊玉管理組合	
仲町五丁目町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合	
ファミリー成増グランデージ管理組合	
石神井小関町会	
石神井台沼辺町会	
中村東町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地管理組合	
仲一自治会	